

39. 登記所数の推移（平成8年～令和7年1月1日現在）、令和6年度の法務局・地方法務局の支局・出張所統廃合状況（具体名列挙）及び今後の統廃合計画

1 登記所適正配置実施状況

- ・登記所は、明治中期に、利用者が1日で往復することができるように、全国に数多く配置された。
- ・昭和30年代から、法務省は、登記所の適正配置に取り組んできた。（注①）
- ・昭和47年9月、民事行政審議会から登記所の整理統合の基準について答申を受け、以後、この答申及びその後の数次にわたる閣議決定に基づき、小規模登記所の統合を中心として統合を行った。（注②）

年度	昭和30年	昭和46年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
登記所数(庁)	2,085	1,769	1,021	992	938	895	855	823	783	727	683
備考	注①	注②	注③								

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
634	582	550	510	490	461	445	434	428	426	420

平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年1月1日現在
418	417	416	416	416	414	414	414	413	413

(注)令和6年までの登記所数は4月1日現在

2 令和6年度の法務局・地方法務局の支局・出張所適正配置状況
該当なし

3 今後の登記所適正配置

- ・平成5年7月、総務庁から登記の行政監察に基づき「統廃合基準の見直しを行うとともに、当該基準に基づき全国的な統廃合計画を策定し、その計画に従って統廃合を一層推進すること」との勧告を受けた。
- ・平成7年7月4日、民事行政審議会から、登記所の適正配置の新たな基準について答申を受けた。（注③）
- ・平成8年12月25日の閣議決定（「行政改革プログラム」）において、「引き続き、省庁の内部部局の改革・合理化を進めるとともに、（一部省略）法務局・地方法務局の出張所、（一部省略）の整理統合など附属機関及び地方支分部局についても改革・合理化を進める。」こととされた。
- ・平成11年1月26日に決定された「中央省庁等改革に係る大綱」において、法務局及び地方法務局の支局・出張所の整理統合を実施することとされたことを踏まえ、同年4月27日には、「中央省庁等改革の推進に関する方針」により法務局及び地方法務局の支局・出張所については、平成7年の民事行政審議会答申の基準に則って整理統合を進め、平成17年度頃までに同答申時の箇所数（1,003箇所）の概ね半分程度までの縮減を図るこ

ととされた。

- ・平成16年12月24日の閣議決定（「今後の行政改革の方針」）において、「法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合の推進による定員の合理化を進める」こととされた。
- ・平成18年6月30日の閣議決定（「国の行政機関の定員の純減について」）において、定員削減の取組の一つとして、法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合が列挙された。
- ・今後も、民事行政審議会の答申にかかる登記所の適正配置の基準に基づき、引き続き必要な登記所の適正配置を実施することとしている。
- ・なお、統合によって住民の利便を低下させないための対策として、廃止登記所が所在していた地域における登記事項証明書等発行請求機を設置したり、登記事項証明書等の郵送・オンライン請求及び登記の郵送・オンライン申請を積極的に推進している。

（参考）登記所の適正配置の基準（平成7年7月4日民事行政審議会答申）

ア 原則として、一つの広域市町村圏に一つの登記所（広域市町村圏を基礎とした登記行政サービス圏を設定）

ただし、当面は、以下のいずれかに該当する登記所を統合

a 登記申請事件数15,000件未満

b 隣接登記所への所要時間概ね30分以内

イ 一つの圏域の事件数の合計が10,000件未満の場合は、隣接する圏域の登記所へ統合

ウ 広域市町村圏が設定されていない地域（大都市周辺地域広域行政圏が設定されている地域を含む。）は、アの基準に準ずる。